

## 京都市立栗陵中学校「学校いじめの防止等基本方針」



### 1 総則

#### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月改訂）を受けて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

#### (2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題（※）である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※国立教育政策研究所の追跡調査では小 4～中 3 の 6 年間で、9 割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている（国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2010－2012』2013 年）

### 2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等）

〔構成員〕 校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・支援教育部長

補導主任・学年主任・養護教員・通級指導員・生徒会主任・教育相談主任

SC・SCコーディネーター・SSW・SSWコーディネーター

〔役割〕 管理職のリーダーシップのもとで、学校体制で未然防止・早期発見・事後の対処・取り組みの検証等推進する。

〔開催時期〕 原則月 1 回。必要に応じて開催。

〔児童生徒・保護者への周知方法〕

・全校集会等で校長が委員の紹介や委員から取り組みを説明する。

- ・全校集会・保護者懇談会等で校長・委員から取り組みの説明をする。
- ・学校だより、学年だより等で委員、取り組みの説明をする。
- ・「学校いじめの防止等基本方針」をホームページに掲載する。
- ・地生連や地域の会合（自町連等）で地域住民に取り組みの説明をする。

### 3 学校いじめ防止プログラム

学校教育目標：「しなやかに、たくましく人生を楽しみ、  
自分を大切に作る生徒の育成」

#### （1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ・学習環境の整備

- ・「スマイリッツデー」「花いっぱい運動」「心の居場所のある学級・学校づくり」等の取り組みを推進する。
- ・「みんなが笑顔でこれて、笑顔ですごせて、笑顔でかえられる学校づくり」等を推進する。
- ・日常の教科指導や学級指導において、授業規律を大切にし、子どもたちにとって分かる授業を目指して取り組みをすすめる。

##### ・授業改善

学習指導要領を踏まえ主体的・対話的・深い学びの視点からの授業改善や、「クラスマネジメントシート・生徒指導の実践上の4つの視点を活かした授業づくり」等わかる授業の実践・研究に努める。

##### ・道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳の「考え、議論する道徳教育」を推進するための校内研修や、カリキュラムマネジメントの視点で、「社会性、規範意識の育成」等学校行事も視野に入れて効果的に実践する。
- ・人権教育を基盤とする学校教育を推進し、発達段階に応じた人権学習を通して、自他の生命や人権を大切にする豊かな心を育てる。

##### ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・「生徒会活動」の活性化（生活確立週間、生徒集会の運営等）【学習に対する「意欲」と人間「関係」を大切にする活動の実施】充実を図る
- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動を通じて道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

##### ・児童生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・京都市子ども未来会議のテーマやまとめを様々な機会で見え、生徒集会を行い生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を身に付ける。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ① 教職員が日常的に情報交換できて、報告・連絡・相談がしやすい環境をつくり、あらゆる教育活動について、校内の組織が一体となり、対応できる組織体制を構築する。また、生徒の心の内面まで理解するため、カウンセラーや保護者と連携し、長期的・継続的な視野に立った教育相談の充実に努める。
- ② 日頃から、教職員と生徒との心の通った人間関係の構築に努め、日々の子どもたちの変化を敏感に察知し、見逃しのない観察力を教職員が身に着ける。
- ③ 日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート）を年2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ④ 日常の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用する。
- ⑤ 保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。・年2回（春と秋）実施される教育相談でのアンケート調査など、いじめを発見するための具体的な取り組みを定期的実施する。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ○基本的な考え方

- ・ 初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。
- ・ いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめに関する情報を教職員個人が抱え込むことのないよう、いじめ対策委員会等の組織で情報の集約と共有し、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。
- ・ いじめの丁寧な事実確認・聴き取りを徹底し、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

### ○いじめ対応の基本的な流れ

#### ア 確実な実態の把握

- ・ 関係生徒から、同時に、個別に聞き取る。（複数の教師が組織的に対応）
- ・ 周囲の生徒からも十分に聞き取りをし、全体像を把握する。

#### イ 指導体制と指導方針の協議・決定

- ・ 管理職や生徒指導部長等への報告を迅速に行い、情報を共有する。
- ・ 生徒指導部長が中心となって教職員間の連絡を行い、情報交換を行う。状況によっては、学校外の関係機関への連絡を行い適切に対応する。
- ・ 指導の方向性については、管理職・生徒指導部・学年主任等で決定し、複数の

教員で相談することで、多様な視点から状況を把握して適切な指導を行う。

ウ 生徒および保護者への指導・支援

- ・ 当該生徒双方の心配や不安を取り除く指導と支援を行う。
- ・ 当該生徒双方の保護者の気持ちを十分に考慮して、丁寧に対応する。
- ・ 特に「いじめを行った」生徒や周りの生徒たちに、相手の心の痛みを十分に理解させ、反省と謝罪の気持ちをもたせる指導を行う。
- ・ いじめを行った生徒の保護者に十分な説明をし、生徒への指導の協力を求める。

エ 継続的な事後対応

- ・ 「いじめ」問題を単なる生徒指導として捉え、対処療法的な問題解決で終わらせることなく、すべての生徒への継続的な指導や支援を、組織的に行う。
- ・ スクールカウンセラーや関係機関などを活用し、関係児童生徒の心のケアに当たりいじめの起こらない学校・学級経営を実現する。

○いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

(後頁「いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応」参照)

○インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 携帯電話の校内持ち込みと使用を原則禁止。事情がある場合は個別対応。また使用方法について保護者と連携して取り組みをすすめる。

・ 非行防止教室による啓発

京都市教育委員会や京都府警察本部との連携の下、現職の警察官や警察官 OB による指導啓発を実施する。

・ 地域や家庭への啓発

PTA 活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行う。地域生徒指導連絡協議会（地生連）の活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行う。

- 「いじめ」「不登校」に対する校内の組織体制として、以下の二つの組織を有機的に機能させることにより、予防的措置や実際の解決策を講じる。

☞ 生徒指導委員会並びに不登校対策委員会（原則月に1回。臨時的に行う場合もある）

校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・支援教育部長・補導主任・学年主任

養護教員・通級指導員・生徒会主任・教育相談主任・SC・SCコーディネーター

SSW・SSWコーディネーター

生徒指導部長が中心となって集約を行う。

○「いじめ解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止

- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① 少なくとも3か月間いじめに係る行為が止んでいること

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情

も勘案して解消しているかどうかを判断するものとする。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

##### ○ 基本的な考え方

学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処するために、すべての教職員に対し、研修の実施、資質向上に必要な措置を計画的に実施する。

##### ○ 研修の時期・内容等

年間を通して計画的に研修を実施するとともに、常に情報交換にあたる。

(※後頁 「年間計画」参照)

#### 4 保護者・地域、関係機関との連携

##### ○ 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組について

ホームページ・学校だより・学年だより等で随時発信する。また、PTA 活動を通じて啓発等を実施する。

##### ○ 京都府警察、児童相談所等との連携

いじめ認知直後に京都市教育委員会との連携はもとより、事案の内容によっては京都府警察、京都市児童相談所等、関係機関との連携を行い、早期解決に向けて取り組む。

#### 5 重大事態への対処

##### ○ 基本的な考え方

- ・ 【第1号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ 【第2号】いじめにより当該学校に在籍する、児童生徒が相当の期間（30日を超える）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

##### ○ 重大事態が発生したときの対応

- ・ 重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、十分に連携を図り迅速に対処する。
- ・ 教育委員会または学校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### 6 「いじめ」に対する相談窓口連絡先

☎こども相談 24時間ホットライン TEL (075) 351-7834 #7333

こどもの「いじめ」に関するなやみの相談電話です。24時間いつでも、お話したいときに気軽にお電話してください。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

【認識の共有化・行動の一元化】

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をとらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてS C、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

7 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	<p>◇生徒指導委員会（いじめ不登校対策委員会 以下省略）</p> <p>「校内体制や組織的対応の共有」</p> <p>「児童・保護者への広報について」</p> <p>◆職員会議</p> <p>全教職員が学校いじめの防止等基本方針の内容を理解し、組織的対応に努めている。</p> <p>「学校いじめの防止等基本方針の共有 教職員アンケートの項目として実施」</p> <p>◆校内研修会①</p> <p>「年間計画と役割の明確化」</p> <p>「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」</p> <p>「気になる生徒の情報の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・学級開き</li> <li>・新入生を迎える会</li> <li>・学級目標決め</li> <li>・学校のいじめ対策委員会のメンバーを生徒に紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学活や休み時間の生徒の動向を観察し、学年会で共有する。</li> <li>・家庭訪問で担任より保護者への聞き取り。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問</li> <li>・山科署との連携。</li> <li>・保護者や学校運営協議会等に、学校いじめ防止基本方針や学校の取組を説明・周知する。</li> </ul>
5	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「未然防止に向けた取組の確認」</p> <p>◆校内研修会②</p> <p>「学校評価項目の確認」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法月間の講話「いじめの問題」について</li> <li>・【1年】校外学習</li> <li>・【3年】薬物乱用防止教室 修学旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施①（1～3年）</li> <li>・各学年の行事に絡めた学活や総合の時間にクラス内の人間関係やパワーバランスを観察する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 総会（紙面）</li> </ul>
6	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「いじめに関して、気になる生徒の共有」</p> <p>「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時生徒指導委員会</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>「情報共有・確認」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒総会</li> <li>・【1年】ケータイ教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回記名式いじめアンケート・クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳公開授業</li> </ul>
7	<p>◇生徒指導委員会「教育相談の結果の共有と対策」</p> <p>「夏季休業中の生活について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会本部支部交流会</li> <li>・夏季休業を迎えるにあたっての心構え</li> <li>・サマースクール</li> <li>・学年集会</li> <li>・1学期の振り返り</li> <li>・【1年】非行防止教室</li> <li>・【2年】チャレンジ体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談での保護者や生徒本人からの聞き取り。</li> <li>・児童生徒・保護者の訴えや相談内容を教員内で共有している。（教職員アンケート項目として）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談会</li> </ul>
8	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会・児童会交流会</li> <li>「中学校区における生徒の活動の活性化」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業明けに山科署との連携</li> </ul>

	<p>「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて</p> <p>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆校内夏季研修会③</p> <p>「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>「夏休み明けの生徒の様子について」</p> <p>「不登校生徒への関わりについて」</p> <p>「自殺予防について」</p> <p>◆小中合同研修会</p>		<p>・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有</p>	
9	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「学校評価の実施に向けて」</p> <p>「学校行事の取組について」</p> <p>クラスマネジメントシート結果の共有</p>	<p>・学校祭【文化の部・体育の部】に向けての取組</p>		
10	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「学校評価の結果について① PDCA サイクル」「記名式アンケートの実施に向けて」</p> <p>◇臨時生徒指導委員会</p> <p>「情報の共有と組織的対応」</p> <p>「情報共有・確認」</p>	<p>・【2年】防煙教室</p> <p>・学校祭（文化の部・体育の部）</p>	<p>生徒集会</p>	<p>・進路講演会</p>
11	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「学校評価を受けて改善策を考える」</p> <p>「年間の取組の見直し①」</p> <p>◆職員会議・研修会</p> <p>「学校評価に基づく改善策について」</p> <p>「授業を伴う研修会の実施(生徒指導の三機能を生かす)」</p>	<p>・【2年】校外学習</p> <p>・いじめ防止標語</p>	<p>・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有</p> <p>・教育相談の実施②（3年進路相談）</p>	<p>・進路保護者会</p> <p>・新入生保護者説明会</p>
12	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「アンケート調査・教育相談の結果の共有」</p> <p>「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」</p> <p>「次年度の基本方針の見直しと作業について」</p> <p>「冬季休業中の生活について」</p>	<p>・人権学習</p> <p>・生徒会本部支部交流会</p> <p>・冬季休業を迎えるにあたっての確認</p> <p>・学年集会</p> <p>・2学期の振り返り</p>	<p>・三者懇談での保護者や生徒本人からの聞き取り。</p>	<p>・三者懇談会</p>
1	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」</p> <p>「クラスマネジメントシートの実施に向けて」</p> <p>◆年間反省①（部会ごと）</p> <p>「今年度の反省と来年度への課題の共有」</p>	<p>・校則検討の会</p>	<p>・各種委員会の取り組みで次年度へ向けての働きかけ。</p> <p>・第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有</p>	<p>・山科署との連携</p>
2	<p>◇生徒指導委員会</p> <p>「学校評価の結果について② PDCA サイクル」</p> <p>「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」</p> <p>クラスマネジメントシート結果の共有</p>	<p>・性に関する学活</p>		

	◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			
3	◇生徒指導委員会 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・ 3年生を送る会 ・ 卒業式 ・ 学級のまとめ ・ 学年集会 ・ 1年の振り返り	・ 記名式アンケートの保管（5年間） ・ クラスマネジメントシートデータ保管	・ 山科署との連携
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月）</li> <li>・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」</li> <li>・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」</li> <li>・ 「校内生徒指導研修」</li> <li>・ 「授業参観」「学級懇談会」「参観週間」</li> </ul> <p>※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。</p> <p>※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。事案の経過や解消の確認（指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過）については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。</p>				